

# 新会社法に伴う 定款変更Q & A

制度調査部  
堀内勇世

今年の株主総会で株主が注目すべき定款変更

## 【要約】

新しい「会社法」が5月1日から施行される。

それに伴い、上場会社では、定款変更の動きが盛んになってきた。

そこで、会社法施行に伴い、株主として知っておくべきと思われる定款変更事項を簡単に解説する。

## <目 次>

Q 1	なぜ、今年の定款変更が注目を集めているのですか。	P . 2
Q 2	今年の総会では、具体的にはどのような定款変更が注目を集めているのでしょうか。	P . 2
Q 3	「 配当の取締役会授権」とはどのようなことでしょうか？	P . 3
Q 4	「 取締役の解任決議の加重」とはどのようなことでしょうか？	P . 4
Q 5	「 取締役会の書面決議」とはどのようなことでしょうか？	P . 5
Q 6	「 社外監査役の責任軽減」とはどのようなことでしょうか？	P . 6
Q 7	「 参考書類等のWeb開示」とはどのようなことでしょうか？	P . 6
Q 8	「 単元未満株主の権利制限」とはどのようなことでしょうか？	P . 7

**Q 1 なぜ、今年の定款変更が注目を集めているのですか。**

A 1

ご存知の通り、新しい**会社法**が今年5月1日から施行されます。それに伴い、上場会社では、会社法施行に向けていろいろと準備をしています。その一つが、定款変更です。施行前から、前もって変更をするところもあり、新聞記事などでその動きが取り上げられています。

なぜ、このように注目を集めるかと言うと、次のようなことがあるからです。新しい会社法は、会社にいろいろな選択肢を与えております、しかし、多くの場合、その選択肢を選ぶには、定款変更が必要であるとしております。つまり株主さんのOKをもらってくださいと言うことです。このような面がありますので、会社がどのような選択をするのかという面から、注目が集まっているわけです。

**Q 2 今年の総会では、具体的にはどのような定款変更が注目を集めているのでしょうか。**

A 2

具体的には、次の6つのものが注目を集めているようです。

**配当の取締役会授権  
取締役の解任決議の加重  
取締役会の書面決議  
社外監査役の責任軽減  
参考書類等のWeb開示  
単元未満株主の権利制限**

これらが注目を集めている、もしくは集める可能性があると言えます。これから開催される株主総会、特に6月の株主総会では、一層注目を集めると考えられます。

**Q3 「 配当の取締役会授権」とはどのようなことでしょうか？**

A3

今回、配当については、いろいろと改正されていますので、それらの改正事項を少し含めて説明させていただきます。

**(1) 配当の取締役会授権**

まず、定款変更との関係で重要な改正である、「**配当の取締役会授権**」です。

新しい会社法でも、配当を最終的に決定するのは、原則として、株主総会です。しかしながら、新しい会社法では、定款変更すれば、取締役会に授権することも可能としております(会社法 459 条)。その際の要件としては、次の4つが掲げられています。

**取締役会を設置していること**  
**会計監査人を設置していること**  
**委員会設置会社か、監査役設置会社であること**  
**取締役の任期が1年であること**

上場会社では、ほとんどの場合、 から の要件はみたしているので、それほどキツイ要件でないとも言えるでしょう。

なお、後でお話しする現物配当の一部については、取締役会に授権できないとされています。

このように配当の決定権限を取締役に授権することは、一般に会社側の、もしくは経営者側の権限を拡大するものと捉えることができますので、株主サイド、投資家サイドからは、認めるべきではないとの議論もありうるものと言えるでしょう。

ところで、より、株主サイド、投資家サイドからは、認めるべきではないとの議論がおきやすくなっている事項があります。それは、配当の決定権限を取締役に授権した場合には、定款で、取締役会に授権した配当については、株主の提案権を奪うことを定款に定めることができるとする規定の存在です(会社法 460 条)。配当の決定権限を取締役に授権しようとする場合、事務手続の混乱を生じないようにと、同時に、配当についての株主の提案権を奪うことを定款に規定する会社も多いのではないかと思います。

これらの事項は会社法で認められているものなので、どちらが会社法的に正しいと言えるものではありません。株主の皆様が、会社の配当政策などを加味しつつ、賛成するかどうか、お決めいただかなければなりません。

**(2) 配当の回数**

次に、**配当の回数に関する改正**があります。配当の回数は、現行法であれば、1年決算の会社では、本決算期の配当と、中間配当に限られています。つまり2回に限られています。しかしながら新しい会社法では、特に制限を設けていません(会社法 454 条参照)。それゆえ、新しい会社法では、四半

期ごとの配当なども可能とされています。

例えば、四半期ごとの配当をする場合、上場会社が配当ごとに株主総会を開催するなどということは無理でしょうから、そのような場合には、配当の決定権限を取締役に授権することも行われるでしょう。しかし、配当の決定権限を取締役に授権したからといって、四半期ごとの配当をしなければならぬとは、会社法ではなっていないので、ご注意ください。

### (3) 現物配当

配当は、現在、金銭で行われています。新しい会社法では、金銭以外の配当、つまり現物配当の規定が整備されました(会社法 454 条)。それゆえ、会社法上は、**現物配当**がありうることになりました。例えば、子会社の株式などが配当されることもありうると言えます。

個人的には、投資家の覚えもよくないと思われますし、配当を交付するコストも増加すると思われるので、あまり行われたいのではないかとは思っています。しかし、企業再編などの際には、使われる可能性がないとはいえませんので、一応注意が必要です。

手続き的には、**原則**、3分の2の賛成が必要な株主総会の**特別決議**が必要とされています(会社法 454 条 4 項、309 条 2 項)。しかし、株主からの**請求があれば**、「**現物**」の代わりにそれに相当する**金銭を支払う場合は**、株主総会の**普通決議**で可能とされています。

配当の決定権限を取締役に授権の関係では、後者の場合には、授権可能となっています。逆の言い方をすれば、現物配当で株主総会の特別決議が必要とされる場合は、取締役に授権できないとされています(会社法 459 条)。

## Q 4 「 取締役の解任決議の加重」とはどのようなことでしょうか？

A 4

### (1) 取締役の解任決議の加重

現行法では、**任期途中の取締役を解任するには**、3分の2の賛成が必要な株主総会の**特別決議**が必要とされています。しかしながら、新しい**会社法では**、**原則**、過半数の賛成で成立する株主総会の**普通決議**でよいとされています(会社法 341 条)。この改正が、敵対的買収などをしやすくする改正の1つと言う方もいます。

ただし、会社法では、それで終わっていないのです。**会社法では、定款で、取締役の解任決議の要件を重くしてもよい**としているのです(会社法 341 条)。会社法では、先ほどのように、取締役の解任は、株主総会の普通決議できるとしていますが、例えば、定款で実質、株主総会の特別決議が必要とすることも可能とされているのです。

企業防衛策などの一環として、導入する会社も存在するのではないかとされています。しかし、株主や投資家の目は厳しいようです。

## (2) その他の株主総会決議の加重

今のお話は、取締役の解任の株主総会の決議要件のお話でしたが、会社法では、それ以外の株主総会の決議要件も、定款で重くすることが可能とされています（会社法 309 条参照）。

例えば、合併などをする際には、原則株主総会の特別決議が必要とされています。つまり株主総会で3分の2の賛成が必要とされていますが、これを定款で、4分の3の賛成が必要とする事も、会社法では可能とされています。ただし、これは、一般的には、会社がすすめる合併なども成立しにくくするなどの面もあるので、あまりやらないのではないかと個人的には考えています。

Q 5 「 取締役会の書面決議」とはどのようなことでしょうか？

A 5

現行法では、取締役会で決議をするためには、解釈上テレビ会議方式や電話会議方式は認められていますが、実際に会議を開催しなければならないとされています。それゆえ、会議を実際に開催しなくても、取締役会決議があったとすることはできませんでした。

会社法では、会議を実際に開催しない、いわゆる「**取締役会の書面決議**」と言う制度が認められました（会社法 370 条）。この制度は、「**取締役会決議の省略**」と呼ばれることもあります。

「取締役会の書面決議」と言う制度では、次のことが要件とされています。

**定款の定めがあること**

取締役会決議の目的事項について、**書面又は電磁的方法による各取締役の同意**があること

**業務監査権限を有する**監査役が設置されている場合にあっては、**各監査役が、**取締役会決議の目的事項について**特に異議を述べないこと**

なお、3ヶ月に一回は取締役会を開くことが求められています（会社法 363 条等参照）。ですから、定款変更をする会社は、緊急の際のために入れておこうというところも多いのではないのでしょうか。

「取締役会の書面決議」も取締役会の決議ですから、取締役の責任問題に関して、通常の決議より緩和されると言うこともないので、あまり反対もないのではないかと個人的には考えております。

**Q 6 「 社外監査役の責任軽減」とはどのようなことでしょうか？**

A 6

**(1) 社外監査役の責任軽減**

会社法では、**社外監査役の責任を軽減するという契約を、事前に、会社と社外監査役とで結ぶことができるという制度**が導入されました(会社法 427 条)。現行法でも、社外取締役と同様な制度があります。

この制度を会社が採用するためには、**定款規定が必要**です。いかなる場合も責任が軽減されるわけではありません。善意、無重過失の場合とされています。つまり、故意がある場合や、重い過失がある場合は軽減されないとされています。どこまで軽減されるかと言うと、大雑把に言って、報酬の 2 年分相当の賠償だけですむとされています。

社外監査役は監査役会の半数以上でなければならなくなっているため、社外監査役のスカウトをしやすくするなどの目的をもって行われているようです。

**(2) 会計監査人の責任軽減**

なお、会計監査人にも同様の制度が導入されています(会社法 427 条)。これは、会計監査人が株主代表訴訟の対象となったことなどを受けての改正だと言われています(会社法 847 条)。

**Q 7 「 参考書類等の Web 開示」とはどのようなことでしょうか？**

A 7

総会近くになると招集通知が株主の元に送られてきます。上場会社では、冊子になったものが入っていることが多いですが、これには、法律的に、狭義の招集通知のほかに、計算書類、株主総会参考書などが含まれています。

今後、新しい会社法では、これらの狭義の招集通知と共に株主に送付されることになる書類で開示する事項が拡大しています。それゆえ、今後、株主に送付されることになる**書類が増大**することになり、そのための会社の**コストも増大**する可能性が大です。

そこで、会社法関連の法務省令である、会社法施行規則などでは、**一部をWEBで開示**すれば、その部分については、株主に送付しなくてよいとしました。ただし、**定款の規定が必要**とされています。

何がWEB開示できるかと言うと、議決権行使の情報を含んだ株主総会参考書類や、現行の営業報告書が改変された「事業報告」などの一部が可能とされています(会社法施行規則 94 条、133 条 3 項、計算書類規則 161 条 4 項、162 条 4 項)。

Q 8 「 単元未満株主の権利制限」とはどのようなことでしょうか？

A 8

単元未満株式の権利制限と言ったほうが適切かもしれません。

会社法でも、現行法でも、同じように、単元未満株式には議決権がないとされています（会社法 189 条 1 項）。ただし、**会社法では、制限できないとされた権利以外は、定款で制限できると**されています（会社法 189 条 2 項、会社法施行規則 35 条）。それゆえ、一応注意が必要と思われます。

もっとも、**単元未満株式の買取請求権、 残余財産の分配を受ける権利、 株式分割や配当などにより金銭等の交付を受ける権利**などは制限できないとされています。それゆえ、大きな影響がないのかもしれませんが。